

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由及び内容

労働基準法の一部改正（30.7.6 公布、31.4.1 一部施行）及び人事院規則の一部改正（31.2.1 公布、31.4.1 施行）を踏まえ、職員の長時間労働の是正及び健康管理の観点から、超過勤務命令を行うことができる時間の上限について定める。

【参考】規則で定める上限（案）の概要

1 上限時間等

(1) (2)以外の部署に勤務する職員

ア 1月当たりの上限：45時間以内

イ 1年当たりの上限：360時間以内

(2) 他律的業務（業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務）の比重が高い部署として任命権者が指定する部署に勤務する職員

ア 1月当たりの上限：100時間未満

※ 1月当たり45時間を超える超過勤務命令は、1年につき6か月まで

イ 1年当たりの上限：720時間以内

ウ 直近の2～6か月の平均：80時間以内

2 上限時間等の特例

特例業務（大規模災害への対処その他の重要な業務であって特に緊急に処理することを要するものと任命権者が認めるもの）に従事する職員には、必要最小限の範囲で、上記1の時間又は月数を超えて超過勤務命令を行うことができる。

※ この超過勤務命令を行った場合は、一定の期間内にその要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。

2 施行期日

平成31年4月1日

※ この条例の改正に伴い、付則で職員の給与に関する条例の一部改正を行う。